

大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分

税	区分	車両の構造	最高速度	長さ	幅	高さ
固定資産税	大型特殊自動車 (償却資産)	大型ローダ・大型フォークリフト・大型油圧ショベル等 	15km/h を超えるもの	4.7m を超えるもの	1.7m を超えるもの	2.8m を超えるもの
		農耕作業車(超大型トラクター等)	35km/h 以上のもの			
軽自動車税	小型特殊自動車 (償却資産でない)	小型ローダ・小型フォークリフト・小型ボブキャット 乗用芝刈機・ミニ油圧ショベル・運搬機・林内車等 	15km/h 以下のもの	4.7m 以下のもの	1.7m 以下のもの	2.8m 以下のもの
		農耕作業車 (トラクター・田植え機・コンバイン・スプレーヤー等) 	35km/h 未満のもの			

要件を1つでも
満たせば
「償却資産」
になります
申告が必要!

税務会計課で
「ナンバー登録」
をしてください



※小型特殊自動車は、**道路を走行する、しないに関わらず**軽自動車税の対象になるため、**税務会計課でナンバープレートを取得し取り付ける必要があります。**